

経 済 産 業 省

平成16・02・12原院第1号

平成16年2月17日

微量のポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）混入の可能性が否定できないＯＦケーブル設備に係る対応について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-237a-04-1

今般、ＯＦ（Oil Filled）ケーブルメーカーより、ＯＦケーブル設備からの微量ＰＣＢ検出状況とその対応について、経済産業省へ報告された。これを踏まえ、原子力安全・保安院は、微量のＰＣＢが混入している可能性を完全には否定できない現に設置しているＯＦケーブル設備の取扱いについて、当該設備の設置者に対し、以下の対応を求めることとする。

記

- １． ＯＦケーブル設備を製造している企業等から提供されるＰＣＢ混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該ＯＦケーブル設備を製造した企業に対して、ＰＣＢ混入の可能性の有無について確認すること。
- ２． 現に設置しているＯＦケーブル設備にＰＣＢが含有されていることが判明した場合には、当該設備の設置の場所を管轄する経済産業局長に報告するとともに、電気の使用や供給に大きな支障が生じない範囲で、ＰＣＢ廃棄物の処理体制等も踏まえ、当該ＯＦケーブル設備の使用を計画的に中止すること。